

見本

平成31年1月現在
源泉徴収税率
所得税 15.315%
住民税 5%

001-02 0012345

(123-456-0123456) A
平成30年分 特定口座年間取引報告書（投資家交付用）

特定口座開設者	住所(居所)	東京都〇〇区▲▲1-2-3	氏名	飛伊田 太郎	勘定の種類	①保管・2信用 ③配当
前回提出時の住所又は居所	東京都〇〇区▲▲1-2-3		生年月日	明大 45・06・12 昭平	口座開設年月日	27・3・3
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額(所得税) 15.315% 千円 0	株式等譲渡所得割額(住民税) 5% 千円 0		外国所得税の額 千円	
譲渡区分		①譲渡の対価の額(収入金額)	②取得費及び譲渡に要した費用の額等		③差引金額(譲渡所得等の金額)(①－②)	
上場分		F 2501235 千円	G 3541800 千円		H -1040565 千円	
特定信用分						
合計		2501235	3541800		-1040565	
(配当等の額及び源泉徴収税額等)						
種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額	
特定上場株式等の配当等	I 千円	J 千円	K 千円	L		
④株式、出資又は基金						
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)		15.315%	5%	非課税		
⑦オープン型証券投資信託	5915121	905900	295756	3557361 千円		
⑧国外株式、国外投資信託					千円	
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	5915121	905900	295756	3557361		
上記以外のもの						
⑩公社債	千円	千円	千円			
⑪社債的受益権						
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑬及び⑭以外)				千円		
⑬オープン型証券投資信託					千円	
⑭国外株式、国外投資信託					千円	
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)						
⑯譲渡損失の金額	M 1040565	「譲渡益」の場合は「0」、「譲渡損」の場合はその金額				
⑰差引金額(⑨+⑮－⑯)	N 4874556	「譲渡損失の金額」と「配当金の額(普通分配金・利金等)」を通算				
⑱納付税額	O 746538	15.315%	243727	損益通算後の納付税額		
⑲還付税額(⑨+⑮－⑱)	P 159362	5%	52029	納付済の税額と比較し、超過した場合に還付される金額		
金融商品取引業者等	所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号		配当等交付状況は、別紙に記載しています。		
	名称	PWM日本証券株式会社 本店		法人番号	3010001063926	

※ 確定申告される場合は、国税局ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「所得税確定申告書作成コーナー」から確定申告書を作成することができます。(123-456-0123456)

A 口座番号(顧客コード／お客様コード)

7桁の数字は、お客様の「口座番号(顧客コード／お客様コード)」です。お問い合わせの際、お尋ねいたします。

C 源泉徴収の選択

「源泉徴収あり」の場合は「1 有」に、「源泉徴収なし」の場合は「2 無」に〇がされています。

D 源泉徴収税額(所得税)

その年中の「譲渡益」について、源泉徴収された「所得税(復興特別所得税を含む)」の額が記載されています。

F ① 譲渡の対価の額(収入金額)

その年中に投資信託等を「売却・償還」されたときの受取金額です。

H ③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①－②)

収入金額「F」と取得費及び譲渡に要した費用「G」との差額です。「プラス」は「譲渡利益」、「マイナス」は「譲渡損失」になります。

I 配当等の額

特定口座内に受け入れた利子・普通分配金の金額です。

K 配当割額(住民税)

特定口座内に受け入れた利子・普通分配金「I」から源泉徴収された「住民税」です。

M ⑯譲渡損失の金額

差引金額(譲渡所得等の金額)「H」の合計額が「マイナス(損失)」の場合、その金額を記載します。プラス(利益)の場合は「0(ゼロ)」と記載します。

O ⑱納付税額

損益通算の結果、⑰差引金額「N」に対する源泉徴収税額(所得税・住民税の額)です。

B 勘定の種類

特定口座の「勘定の種類」に〇がされています。

1 保管	特定保管勘定(現物取引)
2 信用	特定信用取引等勘定(信用取引等)
3 配当	特定上場株式配当等勘定(配当金等の通算)

E 株式等譲渡所得割額(住民税)

その年中の「譲渡益」について、源泉徴収された「住民税」の額が記載されています。

G ② 取得費及び譲渡に要した費用の額等

その年中に、売却・償還された投資信託等の取得時(買付時)における手数料等の費用を含めた総取得金額です。

J 源泉徴収税額(所得税)

特定口座内に受け入れた利子・普通分配金「I」から源泉徴収された「所得税(復興税を含む)」です。

L 特別分配金の額

元本を下回る部分から支払われた分配金の合計額です。元本からの払戻金に相当するため「非課税」です。

N ⑰差引金額(⑨+⑮－⑯)

配当等の額「I」の合計から譲渡損失の金額「M」を引き損益通算、年間の課税対象額を記載します。損益通算し、「マイナス(損失)」となる場合は「0(ゼロ)」となります。

P 還付税額(⑨+⑮－⑱)

源泉徴収された税額が、実際に納付すべき税額「O」を超える金額です。お客様への返金額に相当します。